

紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

【注意！】金融機関によっては最終振出期限を設定しており、
10月1日以降、原則当座勘定からの支払いができなくなります。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止
に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画
2023改訂版(内閣官房)」より)

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！





2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？



事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒しで手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や最終振出期限の設定等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



電子的決済サービスには 何があるの？



でんさい等の電子記録債権や
インターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1	コスト削減	2	事務負担軽減	3	リスク低減
	<ul style="list-style-type: none"> ✗ 郵送料 ✗ 印紙代 ✗ 取立手数料 		<ul style="list-style-type: none"> ✗ 現物管理 ✗ 手書き・ゴム印 ✗ 印紙・押印・発送 		<ul style="list-style-type: none"> ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

- きらぼし銀行
 東日本銀行
 朝日信用金庫
 興産信用金庫
 さわやか信用金庫
- 東京シティ信用金庫
 SHIBASHIN 芝信用金庫
 東京東信用金庫
 東葉信用金庫
 亀有信用金庫
- 小松川信用金庫
 足立成和信用金庫
 東京三協信用金庫
 西京信用金庫
- 西武信用金庫
 昭和信用金庫
 目黒信用金庫
 世田谷信用金庫
- 東京信用金庫
 城北信用金庫
 瀧野川信用金庫
 青梅信用金庫
- 多摩信用金庫
 あすか信用組合
 全東葉信用組合
 文化産業信用組合
- 東信用組合
 江東信用組合
 中ノ郷信用組合
 共立信用組合
- 七島信用組合
 大東京信用組合
 DKC 第一勸業信用組合
 八才信用組合